

随意契約理由書

件名	西部市場中央監視設備保守点検業務	
契約の相手方	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー	
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	
随意契約の理由	<p>西部卸売市場に設置されている中央管制装置・無停電電源装置・冷蔵庫監視警報設備などの中央監視設備について、各機器の機能維持と故障の発生を未然に防止するために、定期保守点検、故障等発生時の緊急保守などを行う契約を締結するものである。</p> <p>当該中央監視設備は、市場機能の中における重要な基幹設備であり、動作に支障をきたすと市場全体の業務に大きな影響を与えることになるため、常に正常な状態に保持する必要がある。</p> <p>当該中央監視設備はアズビル株式会社が独自の仕様・独自の技術で設計製造及びシステムの構築を行ったものであり、製造会社の技術管理部門である上記業者以外では機器の破損や不調箇所の調査、その原因究明並びにそれらを踏まえた対策の立案、施工、部品調達は極めて困難である。</p> <p>したがって、本業務の施行に必要な不可欠な技術を有し確実に業務を履行できるのは上記業者以外にないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	経済観光局中央卸売市場運営本部西部市場	(電話番号 671-1593)